

(公印及び契印省略)

総情郵第6号
令和4年1月28日

日本郵便株式会社
代表取締役社長兼執行役員社長 衣川 和秀 殿

総務省情報流通行政局
郵政行政部長 今川 拓郎

書き損じ葉書の不適正な取扱いについて（指導）

今般貴社より、東京都・立川郵便局の元社員が、書き損じ葉書の交換枚数を水増しする手口等により、2016年から2021年までの間に多額の切手等を詐取していた事案が発生したとの報告があった。

このような郵便事業に対する国民の信頼が損なわれる事案が発生したことは、大変遺憾である。

については、この事態を重く受け止め、書き損じ葉書の不適正な取扱いの防止について、コンプライアンス態勢を強化するとともに、本事案の発生原因等の事実関係の確認、他郵便局における同様の事案の調査及び再発防止策の確実な実施を行うよう要請する。

また、下記の事項について、令和4年2月25日（金）までに報告するとともに、新たな事実が発覚した場合には速やかに報告することを求める。

記

1. 本事案の発生原因、書き損じ葉書の処理状況その他事実関係の詳細
2. 他郵便局における同様の事案の有無に係る調査結果
3. 再発防止策の詳細とその実施状況

以上